

## 単 価 一 覧

案件名: 札幌市アイヌ文化交流センターで使用する電力の調達

| No. | 需要場所                         | 基本料金(円)注2                                     |                      | 電力量料金(円)<br>注3 | 割引・割増<br>(円)注4 |
|-----|------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------|----------------|----------------|
|     |                              | 契約電力等10<br>(契約内容に<br>応じてkW等<br>の単位を記<br>載)につき | 全く電気を<br>使用しない<br>場合 | 1kWhにつき        |                |
| 1   | 札幌市アイヌ文化交流センター<br>で使用する電力の調達 |                                               |                      |                |                |

注1 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。

注2 基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に従い、割引又は割増を行う。

ア 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。)とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 (\text{パーセント})$$

※ 平均力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

※ 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

注3 電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。なお、低圧電力の場合は市場価格調整は行わない。

注4 その他割引等を設定する場合に記載する。